

あがの民商ニュース

阿賀野市南安野町一・三八
☎〇二五〇・六二一七一五八

NO 1886
商売くらし
に役立つ!
全国
商工新聞
月/500円

今年10月からのインボイス制度導入 不安、戸惑い広がる 農産物直売所では

安くて新鮮、安全が売りで、人気の農産物直売所ですが、10月からのインボイス制度導入予定を前に、大口のお客さんからインボイスは出せるのかと問い合わせがされるなど、関係がないと思つてきた会員からも不安の声が上がっています。

一般消費者はインボイスがなくても関係ありませんが、レストランや旅館など消費税課税事業者の場合はインボイスがないと仕入控除ができなくなるので、消費税分（食料品は8%、その他は10%）だけ納税額が増えてしまいます。

その事業者にとって安いことが魅力の直売所なのに、8%、10%も値上がりしたのと同じことになり、客離れが起きるのを避けられません。

直売所がインボイスを発行

するには、直売所本体が登録するだけでなく、出品する会員農家もインボイス発行事業者の登録をしなければなりません。

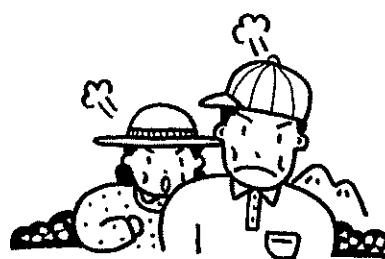
（登録すれば自動的に消費税課税事業者になる）

実際には直売所に出荷する人には消費税課税事業者と、非

課税事業者が混在することになるため、直売所はインボイス付きのレシートと、つかないレシートの両方発行できるようにならなければなりません。商品にもこちらはインボイスつき、こちらはインボイスがつかない商品と、お客様にわかるように表示することが必要になります。

レジシステムに多大な費用がかかり、かつ販売手順も複雑になります。
市内の直売所で話し合っていたら、「税金をたくさん取るためにこんな面倒なことを」「税金の無駄遣いをなくすほうが先だわ」と怒り心頭の様子でした。

記事 松崎会長より



有給休暇について

労働保険の年度更新手続き中に会員さんから「有給休暇」について聞かれました。

有給休暇は業種、業態にかかわらず、また、正社員、パートタイム労働者のどの区分なく、一定に要件を満たした全ての労働者に対しても、年次有給休暇を与えるなければなりません。（労働基準法第39条）通常の付与日数は下記の通りです。

（労働者の権利）
会社に「うちには有給休暇はない」と主張されても、会社の主張は通りません。（労働者の不利益な扱いもしてはなりません。）（労働基準法第115条）

年次有給休暇の付与日数

通常の労働者の付与日数

| 勤続勤務年数(年) | 0.5 | 1.5 | 2.5 | 3.5 | 4.5 | 5.5 | 6.5以上 |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| 付与日数(日) | 10 | 11 | 12 | 14 | 16 | 18 | 20 |



申告期日と口座振替日

- 所得税の口座振替は4月24日
- 消費税の口座振替は4月27日



下越病院土曜検診予約について

- 日 程 6月17日(土)
- 申込み人数 2名のみ



小物づくりのご案内

- 日 程 4月18日(火) 午後1時30分～
場 所 民商會館2階

